

仕様書

1. 件名

アレルゲンを含む食品のファクトシート（落花生）等の作成に向けた科学的知見の調査

2. 調査目的

食物アレルギーは、我が国の全人口の1～2%が有していると考えられており、食物アレルギーを有する者がアレルゲンを含む食品を摂取すると、過剰な免疫反応により、血圧低下、呼吸困難等の症状を引き起こし、最悪の場合は死に至る。

このような被害を未然に防ぐため、国は、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、アレルゲンを含む食品に対し、原材料の表示を義務化又は推奨している。また、平成27年にアレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）が施行され、同法第15条では「国はアレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずる」と定められており、本法に基づきアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示76号。令和4年3月一部改正。）が策定されている。

食品安全委員会は、平成27年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品のうち最も科学的知見が多いと思われる「卵」について、令和3年6月に食品健康影響評価をとりまとめ、他の特定原材料6品目（乳、小麦、そば、えび、かに、落花生）については、収集した科学的知見に関する情報をとりまとめて公表することとなった。

本調査事業は食品安全委員会が公表することとしたアレルゲンを含む食品のファクトシートについて、落花生のファクトシートの作成等に向けた科学的知見の調査を行うものであり、根拠となる文献等を整理・収集しながら検証を行う。

3. 作業内容

アレルゲンを含む食品のファクトシートの全体概要資料及び個別のファクトシート（落花生）を食品安全委員会が作成し公表するために、関係する科学的知見を有識者の意見を踏まえて検証及び整理しながら収集する。

最終成果物として、ファクトシート（落花生）の原案、ファクトシートの総論及びファクトシート等の概要資料の改定案を作成する。

＜業務従事者の要件＞

いずれかの要件を満たす者1名以上含むこと。なお、必須では無いが、以下の要件を満たすものがそれぞれ1名以上従事することが望ましい。

- ・食品のリスク評価に関する調査等の実務経験を有する者
- ・毒性学、アレルギー学、疫学、食品化学、医学、薬学等の分野の知識を有する者

（1）文献の収集及び整理

食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）がすでに収集した文献の状況を踏まえた上で、後述する有識者の意見を聴取して、事務局担当官と相談の上で必要に応じて文献（学術論文）を入手する。入手する文献数は最大15文献とする。新たに入手した文献について、ファクトシートの原案作成等に資するように要約を作成する。

(2) 科学的知見の検証及び整理

① 有識者の選定の実施

後述の③の科学的知見の検証を実施するために、下記の要件に該当する6名程度の有識者を選定する。有識者の選定の際には事務局とあらかじめ協議するとともに、意見の聴取等を行う機会には事務局担当官も参加するものとする。

<有識者の要件>

食品安全のリスク評価についての知見を有する(食品安全のリスク評価に関する実務経験があることが望ましい)とともに、以下のいずれかに該当すること。

- ・アレルギー学(免疫学)に関する臨床経験及び専門知識を有するもの：2名程度
- ・公衆衛生学及び疫学に関する専門知識を有するもの：2名程度
- ・食品分析学又は栄養学に関する専門知識を有するもの：2名程度

② アレルゲンを含む食品ファクトシート等の概要資料及び総論改定案作成

アレルゲンを含む食品のファクトシート等の概要資料(パワーポイント形式)について、落花生のファクトシートの原案作成に伴い改定案を作成する。改定するスライドの分量としては、最大5枚程度が想定され、イラストや図などを使用することも可能とする。

作成にあたっては令和5年度調査事業「アレルゲンを含む食品のファクトシート(そば類、えび・かに)の作成に向けた科学的知見の調査」の成果物(概要資料)及び本調査事業で検証するファクトシート草案を参照すること。

また、アレルゲンを含む食品のファクトシートについては、各アレルゲンを含む食品の共通事項に係る総論と、個別の特定原材料に係る各論からなる構成を予定しているが、総論部分について、最新の知見に基づき、必要に応じて改定案を作成する。

③ 検証及び整理の流れ

ア ファクトシートの記載要領や参照する文献の採用基準については、令和4年度調査事業「アレルゲンを含む食品のファクトシート(乳、麦類)の策定に向けた科学的知見の調査」及び令和5年度調査事業「アレルゲンを含む食品のファクトシート(そば類、えび・かに)の作成に向けた科学的知見の調査」の成果物を参照すること。

イ ②で作成した概要資料改定案及び総論改定案並びに事務局が作成したファクトシート草案(落花生)について、内容を確認の上、順次有識者に送付し、有識者からそれぞれ意見を聴取し、その意見を整理すること。検証の論点をとりまとめ、整理した意見とともに事務局に報告すること。

ウ とりまとめた意見・論点を踏まえてWeb会議による検討会(1回あたり所要時間2時間程度)を開催し、概要資料改定案、総論改定案及びファクトシート草案の科学的知見について検証すること。

エ 検討会での検証を踏まえて概要資料改定案、総論改定案及びファクトシート草案を修正した後、有識者へ送付し、意見を再聴取すること。なお、有識者へ送付する前に、事務局の確認を受けること。

オ 再聴取意見を整理し、論点をとりまとめた上で事務局へ報告し、必要に応じて2回目の検討会を開催し、再検証を行うこと。

カ 上記オまでの結果に基づき、概要資料原案及びファクトシート原案を作成し、事務局へ提出すること。

※ 事務局からファクトシート草案を順次提供するが、提供された日から2か月を目安に上記ウまでの作業を実施するものとする（1品目あたりの総検証期間は3か月程度を目安とする。）。Web会議は調査事業全体で最大3回まで開催（概要及びファクトシート1つに対し1～2回）することとする。

（３）調査結果の報告会の実施

- ① 本調査で得られた内容について、必要に応じ、調査の結果について報告会を実施すること。
- ② 調査結果の報告会はWeb会議により開催することを基本とするが、対面で開催する場合は、原則として事務局の会議室を使用することとし、開催日時等について、事前に事務局の了承を得ることとする。

（４）成果物の作成

調査報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書の冒頭には、調査の目的や方法、結果等について要約した、「調査の概要」を記載すること。
- ② 調査報告書には、表紙、目次、調査の目的、検証作業の概要（手順、検討会構成員一覧、議事概要等）及び検証過程での論点、入手論文一覧及び要約を記載すること。また、概要資料改定案、総論改定案及びファクトシート原案を調査報告書の別添とすること。
- ③ 調査報告書（製本版）は、日本産業規格A列4番（A4サイズ）で作成すること。
- ④ 調査報告書（電子媒体）は、PDF形式及び編集可能な保存形式のファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等）で提出すること。
- ⑤ 収集した文献は、PDF形式（文字情報がある状態とする。スキャンした場合はOCR処理）及びThomson Reuters社 EndNoteのデータベースに取り込めるフォーマットで納入すること。
- ⑥ 成果物（案）が出来た段階で、速やかに事務局と検討・調整を行うこと。
- ⑦ 調査報告書は令和7年3月31日までに提出することとする。

4. 契約期間

契約開始日～令和7年3月31日

5. 作業スケジュール（予定）

令和6年	5～6月	調査方針に関する打合せ、有識者の選定
	6～7月	・概要資料改定案作成 ・総論改定案作成
	8月	ファクトシート（落花生）草案等の検証開始
令和7年	2月	報告書案とりまとめ
	3月	報告書の提出

6. 成果物

- (1) 調査報告書（製本版） 2 部
- (2) 調査報告書（電子媒体） 2 部（DVD-ROM 等の電子媒体）
- (3) 収集した文献の電子データ 2 部（DVD-ROM 等の電子媒体）

7. 納品期限

成果物（1）を契約期間の満了日までに納品すること。

成果物（2）（3）については、作業スケジュールをもとに、事務局の指示するタイミングで提出すること。

8. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局と連絡を密にとることとし、作業中においても、「5. 作業スケジュール」の段階ごとに、進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局の指示に従うこと。

9. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

10. その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局へ通報すること。
- (3) 成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開するが、収集した文献等（原著及び概要の和訳）については、公開することにより、個人及び企業の知的財産権が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるため、非公開とする。
- (4) 本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。

ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。

なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (5) 納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知

ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

- (7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

1 1. 問合せ先

本仕様書に関する照会先は以下のとおり。

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課 アレルギー係

電話：03-6234-1123